

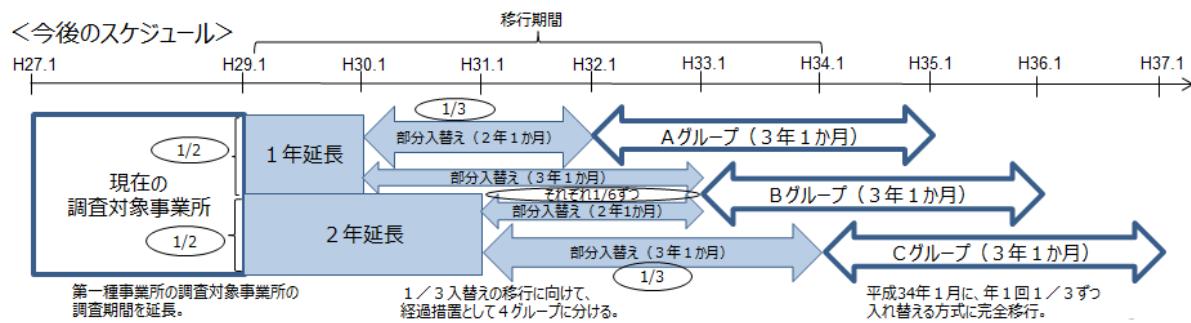
厚生労働省 説明資料

(15 頁説明追加)

1 毎月勤労統計調査（基幹統計調査）の変更

(1) 第一種事業所におけるローテーション・サンプリングの導入

(統計法施行状況審議の結論を踏まえた変更)



《ローテーション・サンプリングの導入スケジュール全般》

- a ローテーション・サンプリングの導入に向けた事業所の入替えが平成30年1月なののはなぜなのか。もっと早く入替えを開始できないのか。

(回答)

1 平成30年1月前に入替えを開始する方法としては、例えば、次の方法が考えられる。【別紙1 参照】

- ① 平成29年1月の時点で、i) 入替え、ii) 1年延長、iii) 2年延長の3グループに分ける。
- ② 平成29年1月の時点で、i) 半分を入替え、ii) 半分を1年延長する。
- ③ 1年延長、2年延長のグループをそれぞれ半年延長、1年延長にする。(入替えを平成29年7月とする。)

しかし、次の2～4の事情を考え合わせると、平成30年1月前に入替えを開始するのは困難である。

2 まず、本調査全般を管理するシステムの改修作業に相応の時間を要することが挙げられる。

本毎月勤労統計調査は、調査対象事業所名簿の管理、調査票の受付管理、内容審査、地方調査の集計などの業務について、各都道府県と厚生労働省を結ぶ「毎月勤労統計調査オンラインシステム」(以下「毎勤システム」という。)を用いて行っている。

今般のローテーション・サンプリング導入及びその移行期間中の一部入替えに伴い、調査対象事業所の管理をグループごとに行う必要が生じ、毎勤システムの改修が必要となる。

それも、軽微な一部改修ではなく、調査対象事業所名簿の管理から集計まで、毎勤システムの全機能に及ぶ大規模な改修であり、新たなシステムを一から構築するに比肩するものとなる。そのため、1年程度の改修スケジュールが必要となっている。【別紙2 参照】

- 3 仮に、平成 29 年 1 月に経過措置の開始として一部入替えを実施するには、システムが平成 28 年 12 月に改修を終えている必要があり、そのためには平成 27 年 9 月までにはシステム改修作業を開始しなければならなかつたが、その時点ではローテーション・サンプリングの導入は確定していなかつた。
- 4 さらに、システム改修に係る経費は、平成 29 年度予算要求で行っており、契約は平成 29 年 4 月以降になる。平成 30 年 1 月に間に合わせるのがギリギリの状況である。
- 5 そのため、①～③の方法により、早期に入替えを開始することが望ましいことは認識しつつも、入替えを開始するのは平成 30 年 1 月が最速であり、それまでの間は、やむを得ず、現在対象となつてゐる事業所を調査対象として継続せざるを得ないと判断したもの。

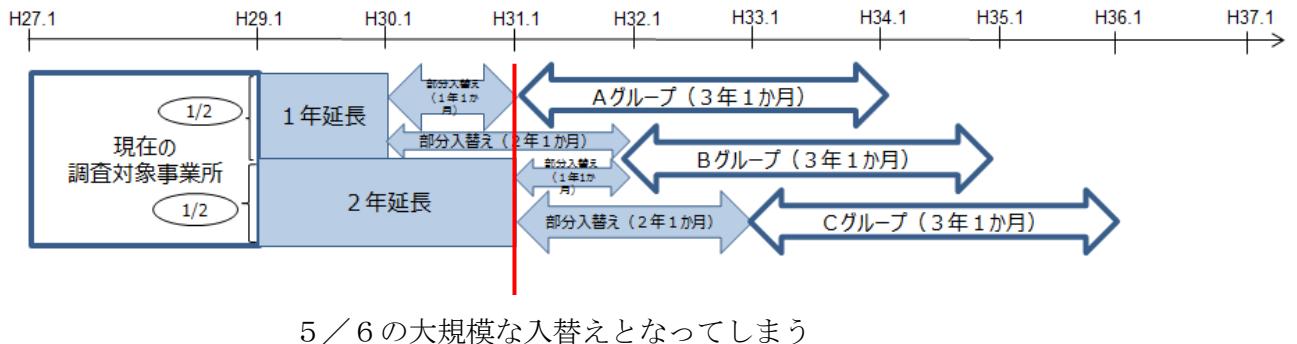
b 入替えを開始してからの移行期間に 4 年を要しているが、短くできないのか。(また、入替えの時期をどうしても毎年 1 月としなければいけないのか。)

(回答)

- 1 移行期間を短縮する方法として、平成 30 年 1 月に部分入替えした事業所の調査期間を短縮すること（例えば 7 月に入れ替えをすることにし、2 年 1 か月→1 年 7 か月、又は 3 年 1 か月→2 年 7 か月）が考えられる。
しかしながら、平成 30 年 7 月に次の入替えを行うことになると、平成 30 年 1 月の入替えに伴う作業の終わりの部分（1 月分集計、結果発表）と平成 30 年 7 月の入替え作業の始めの部分（事前調査など）が重なることになり、都道府県の事務が回らなくなる。
さらに、都道府県は、第一種事業所の入替え作業のほか、第二種事業所に係る調査の業務や特別調査の業務（7～9 月）も行つてゐる。1 月の入替えは、従来、1 月に調査対象事業所の抽出替え（総入替え）を行つていた月であるのに対し、1 月以外の月の入替えは、都道府県の業務を考え、慎重にならざるを得ない。【別紙 3 参照】
- 2 また、毎月勤労統計調査においては、月次の結果に加え、年平均結果もよく利用されており、区切りとしては、年途中の入替えよりは、現状を踏襲する 1 月が最も望ましいと考えられる。
さらに、仮に 7 月に入替えを行うとすると、夏季賞与の集計に影響が出る。夏季賞与は、「6 月、7 月、8 月」の 3 か月連続して対象となっている事業所の分を集計しており、7 月に入替えを行う場合には、集計対象事業所が、7 月にも入れ替えている第二種事業所に加えて第一種事業所も減少（対象外となる事業所が発生）することになり、集計結果に大きく影響を与える。
- 3 また、経過期間における部分入替えの期間を 1 年 1 か月及び 2 年 1 か月に変更することにより、完全移行までの期間を 1 年前倒しする方法も想定される（下図参照）。しかし、以下のデメリットが想定され、この方法も難しい。

- ・平成31年1月に5／6が入替えとなり、ほぼ総入れ替えで大きな断層が想定される
- ・平成31年1月から1年間は、前年同月から継続している標本が1／6しかなくなる

図 部分入替え期間を1年短縮した場合の移行スケジュール



4 したがって、移行期間の短縮によるローテーション・サンプリング移行時期の前倒しが望ましいことは認識しつつも、お示ししている案が、取り得る選択肢の中では、最適と判断しているところである。

«ローテーション・サンプリングの導入に伴う標本設計等»

- c ローテーション・サンプリングは、調査対象事業所の入替えに伴う集計結果の断層発生を抑制することを目的に導入されるものであるが、毎年3分の1ずつ入れ替えることの前提として、標本を3グループに分けることになる。
- どのような基準に基づきグループ分けを行うのか。
 - 各グループにおいて、産業別、事業所規模別で、可能な限り、均質となるような措置は行うのか。
 - 都道府県ごとにみた場合、調査対象事業所の属性に偏りが発生するようなことはないか。
 - 調査対象数が少ない階層については、どのようにして調査対象事業所のローテーションを行うのか。

(回答)

- 年次フレームを予め3つのグループに分けるというわけではなく、利用可能な最新の年次フレームから調査全体の3分の1の数の事業所を無作為で抽出するという作業を毎年繰り返す。

その過程で、他グループで既に選定されている事業所が再び選ばれた場合には、別の事業所を選び直す作業を行う。

- 今後、毎年、事業所の抽出を行うこととなるが、抽出に用いる年次フレームの産業、事業

所規模別事業所数は毎年変動するものと想定される。このため、各グループの産業、事業所規模構成は全く同じというわけではないと考えられるが、産業、事業所規模別で調査対象数を考慮して抽出を行うことから、概ね均質となるものと想定している。

- iii) 都道府県別表章を行う地方調査は、都道府県ごとに産業、事業所規模別に抽出する（その際、全国調査の調査対象事業所は地方調査の調査対象事業所となるように抽出する。）。各都道府県の調査対象事業所についても、前記と同様、産業、事業所規模別構成は必ずしも毎年全く同じというわけではないが、都道府県別表章を行う上で十分な調査対象事業所数を確保しており、極端な偏りは想定していない。
- iv) 抽出フレーム（事業所母集団データベースの年次フレーム）で事業所数が少ない産業、事業所規模においては、事実上、継続的に調査対象となる事業所が発生するものと想定している。報告者負担の問題があるが、調査の実施上やむを得ないと考える。この場合、報告者への丁寧な対応により、調査協力の理解を得る努力を行う。また、仮に調査対象事業所がないグループが発生したとしても、全体的には、十分な調査対象事業所数を確保しており、結果精度には問題ないものと考えている。

- d 従業者規模 500 人以上の大規模事業所については、これまでしつづけ調査（調査対象事業所の入替えの際にも継続して調査対象としていた。）で行われていたが、ローテーション・サンプリングの導入後は、どのような対応となるのか。

(回答)

規模 500 人以上の大規模事業所の取扱いについては、ローテーション・サンプリングの導入後、現状と同様、しつづけ調査で行う予定であり、事実上、常に継続サンプルとして報告を求めることになる。

«調査対象事業所の入替え前後の調査結果に関する対応»

- e 調査対象事業所の入替え前後の調査結果の差異について、何をもって「断層」と判断するか。「断層」と思われる差異が認められた場合、その差異について要因分析を行うのか。

(回答)

- 1 調査結果の差異だけをもって、「断層」と判断することは困難と思われる。
- 2 このため、以下のとおり、要因分解を行うなどして、その分析を重ねることで、より精度の高い統計となるよう改善に向けた検討を進めてまいりたい。

毎年入替えを行う 1 月調査分は、入替え前の事業所も併せて調査し、

- ① 入替え前の事業所と継続サンプルによる調査結果
- ② 入替え後の事業所と継続サンプルによる調査結果

を得る（公表値は②である）。

この二つの調査結果それぞれの標本誤差を計算し、差異が統計的に有意かどうかを見るとともに、その差異を

- ・抽出フレーム（事業所母集団データベースの年次フレーム）の更新で、標本に新設等の事業所が含まれたことに伴うもの
 - ・それ以外のもの
- に要因分解する。

f サンプル替えの影響の計測方法について、第3回新旧データ接続検討ワーキンググループにおいて、「毎月勤労統計調査について、サンプル替えの影響は新旧サンプルの重複時点の差としているが、重複時点の差（1か月）が安定的かどうか確認を行う必要がある」との指摘があったが、その指摘に関する現在の検討状況はどうか。

(回答)

重複時点については、現在入替え月の1か月のみを想定しており、実務上、報告者負担や都道府県の事務負担を考慮すると、これ以上伸ばすことは困難である。

一方で、ローテーション・サンプリングを導入することで、新旧計数をそのまま接続させることとするが、重複時点（入替え月の1か月）の差異が他の月でも同様かどうか、分析、検討を行うことは有益と考える。eで述べた1か月間の重複時点の差異の要因分析や、また、継続標本に限った集計を併せて行うことを考えており、継続標本に限った集計結果と本系列の集計結果の差が月々どのように変化するか、これらの結果を見ながら、方法論も含め検討したいと考えている。

《報告者・都道府県の負担軽減方策等》

g 回収率の維持・向上を図るため、報告者負担の軽減策や理解を得る方策として、どのような手段を講じ、又は講じる予定としているか。

(回答)

1 記入負担の軽減となるエクセル調査票を新たにホームページに掲載し、更に、このエクセル調査票の周知のため、平成28年9月に各事業所に調査期間延長のお願いをした際に、エクセル調査票に関する資料を同封し、周知を行った。

なお、エクセル調査票には、個人個人の賃金等を記入すれば合計値が自動的に調査票に記入される入力支援機能を併せ持つ様式のものと、それがないものの2種類を用意した。

2 また、今後、以下のとおり対応を行うことを想定しており、現在、平成29年度の予算要求を行っているところである。

- ・ オンライン利用促進による回収率向上に向け、個別事業所へオンライン利用についての指導を行うオンライン化指導員の設置
- ・ オンライン回答に当たっての事業所からの問い合わせに迅速・的確に対応するためのコールセンターの設置

h 本調査は都道府県を経由する調査であるが、今回の変更に伴う都道府県の事務負担の軽減策として、どのような措置を講じ、又は講じる予定か。

それらの措置を講じるに当たっては、都道府県の意見を踏まえて検討し、理解を得るよう努めているのか。

(回答)

1 平成29年1月の調査期間延長に関する措置

① 今回の変更に係るスケジュール及び経過措置は、都道府県に対し、本年3月に文書による通知、また同6月に開催したブロック別事務打合せ会等の場において直接の説明を行った。

② その後、都道府県の意見を踏まえ、調査期間の延長に関する事業所への依頼、問合せ・苦情の対応については、厚生労働省で直接行うこととし、実行予算を確保して、フリーダイヤルを設け、コールセンターも設置した。

③ 調査期間の延長に関する事業所への依頼文書案、送付先について、都道府県からの意見を反映させたほか、今後は、都道府県からの要請に応じて、厚生労働省からの直接の督促について柔軟に対応していくこととしている。

2 今後の実査段階における対応

都道府県の事務負担軽減策としては、都道府県職員に記入を義務づけていたものを不要とすることなどを考えている。例えば、電子情報で有している産業分類番号や事業所規模符号などは、紙の事業所名簿その他調査関係書類への記入を不要とすることとしている。

(2) 事業所母集団データベースの利用

(統計法施行状況審議の結論を踏まえた変更)

本調査の母集団情報として今後利用する事業所母集団データベースについて、統計法施行状況審議において、「本調査における標本を毎年更新し、ギャップを縮減させるためには、事業所母集団データベースが官公営の事業所も含め適切に更新されることが重要」と指摘されている。年次フレームは、この指摘を踏まえ、適切な内容に更新されるものとなっているのか。

(回答)

事業所母集団データベースについては、総務省から「事業所母集団情報の整備に係る見直しを行っていく中で、官公営の事業所も含め、適切な内容に更新していくことを考えている。」と聞いている。

数年に一度作成される経済センサスの名簿をさらに更新していくのが事業所母集団データベースの年次フレームであることから、官公営事業所も含め、最新の状態が反映されたものが迅速に提供していただけるように希望するが、今後、更新内容を確認しつつ利用してまいりたい。

(3) 常用労働者の定義変更

- a ガイドラインに沿って名称・定義等を変更することに伴い、過去データとの時系列比較の観点で、利活用上の支障はないか。

(回答)

過去において行った試算（※）によれば、定義変更に伴う労働者数の変動は、1%以内で、影響はわずかと考えられる。

なお、記入者の負担を考慮すれば過去に遡って変更前の定義で把握することは困難であることから、遡及集計は特段考えていない。

※別紙4 参照

- b 当該変更に関する利用者への周知として、どのような対応を想定しているのか。

(回答)

本件変更については、平成30年1月調査から行うものであることから、利用者に対しては、平成29年秋頃にホームページ等で周知し、平成30年1月調査の結果公表の際にも公表資料中において、定義変更について触れる予定であるが、平成29年12月以前の公表結果と比較する際に、影響はわずかであるものとして説明する予定である。

また、調査対象事業所には調査用品送付に併せて周知するなど、記入の際に注意を促す予定である。

(4) 統計調査員の活用範囲拡大

- a 統計調査員が行えるようにする督促業務とは、具体的に、どのような内容か。例えば、統計調査員が足を運んで督促を行うのか、それとも電話でのみ督促を行うのか。

(回答)

統計調査員が督促を行えるようにするのは、提出率の維持・向上のために、都道府県職員の負担が増加しないようにするための措置であって、統計調査員をどのように活用するかどうかは、活用の可否も含め、都道府県の裁量による考えている。

なお、当方の想定としては、統計調査員が調査票を提出しない事業所に足を運んで行うこと が有効と考えていることから、第二種事業所の訪問調査を行った際に、近隣する第一種事業所に対して督促業務を行うことなどが考えられる。

- b 統計調査員が足を運んで督促を行った際、報告者から調査票を提出された場合、当該統計調査員がその調査票を回収することも可能か。

(回答)

第一種事業所に係る調査が郵送調査であり、調査対象事業所に対して調査票の郵送による提出を促す業務を行うものであることから、郵送で回答してもらうことを基本とするが、提出率の維持・向上が目的であるため、仮に訪問による督促時に調査票を渡された場合は、運用上受け取ることもやむを得ないと考えている。なお、この場合、あくまで受け取るだけであり、受け取った調査員は、この調査票に関する審査等の業務は行わない。

- c 今回の見直しに当たり、統計調査員は増員されるのか。それとも、これまで第二種事業所を対象としていた統計調査員が併せて行うことを想定しているのか。
前者の場合、統計調査員の任命などで結果的に都道府県職員の負担は増加しないか。
後者の場合、統計調査員業務が増加することになるが、統計調査員への説明はどのように行うのか。また、統計調査員報酬も増額されることとなるのか。増額しない場合、他に調査員への何らかの手当はあるのか。

(回答)

第一種事業所への督促業務に従事する統計調査員に係る経費は予算要求しているが、増加分を人日で計算しているので、新規に増員又は第二種事業所の調査に従事している統計調査員の業務追加（稼働日数の増）の双方とも可能と考えている。

今回の見直しは、調査票の提出率の維持・向上を図りつつも、都道府県の負担軽減を図るものである。統計調査員の活用の仕方については、新規に増員するか、あるいは第二種事業所の調査に従事している統計調査員の業務追加とするかの判断も含め、都道府県の裁量による考えている。

d 本件申請について、統計調査員への説明会の開催など、実際に運用を開始するのはいつからと想定しているか。

(回答)

当該業務に従事する統計調査員に係る経費を予算要求しているところであり、平成29年度から運用を開始することを考えている。

(5) 調査票情報の保存期間の変更

《全国調査、特別調査》

- a 現在、保存期間を経過した調査票情報は、集計表以外保存されていないということか。
- b 3年よりも前の調査票情報についての二次的な利用申請があった場合、どのように対応しているか。

(回答)

紙の調査票については、3年経過後、計画的に溶解処分をしている。

調査票の内容を記録した電磁的記録媒体については、現在、全国調査及び特別調査は昭和55年以降の分を保存している。

したがって、昭和55年以降の調査票情報であれば保存しているため、利用申請があった場合は対応することとしている。

《地方調査》

- c 現在、保存期間の3年が経過した調査票情報は、集計表以外残っていないということか。

(回答)

現時点では、実態がどのようにになっているかは不明であり、都道府県に確認する必要がある。

- d 保存責任者を都道府県知事としているが、二次的な利用申請があった場合、どのように対応しているのか。
厚生労働省実施調査であるにもかかわらず、同省が調査票情報を全く保有しないことに問題はないか。

(回答)

利用申請があった場合、厚生労働省が申請書を受理し、保存責任者である都道府県と連絡調整し対応する。

ただし、本調査は、労働者の属性を詳細に区分して把握しているわけではないためか、二次利用については、それほど申請件数が多くないのが現状であるところ、地方調査についても、平成25年～27年度実績で1件にとどまっている。したがって、上記対応で現状において支障は生じていないと考えている。

なお、地方調査は、都道府県が集計、公表を行うことになっているため、関係する情報を都道府県で保有することは、適当と考えているが、調査票情報を厚生労働省で保有することについては、都道府県の実情や意見等を踏まえつつ、検討してまいりたい。

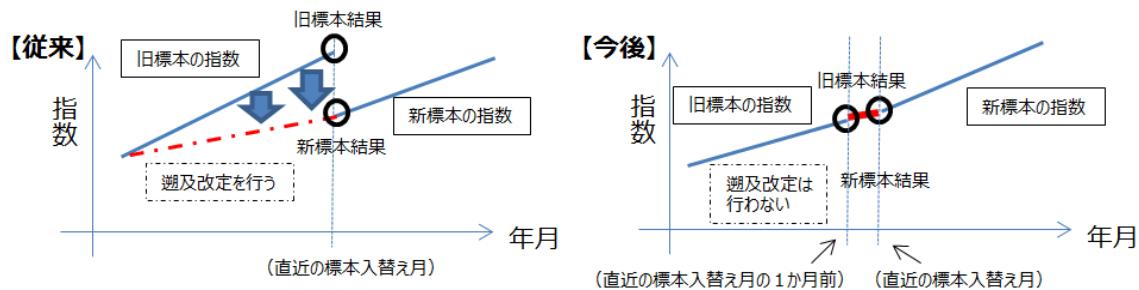
- e 保存期間の3年は適切か。長期化の必要性や余地はないか。

(回答)

これまで特に大きな支障があったとは認識していないが、保存期間の長期化については、二次利用の観点からは、望ましいと考える。今後、保存責任者の都道府県の実情や意見等を踏まえ、検討してまいりたい。

2 統計法施行状況審議を踏まえた確認事項

(1) 賃金・労働時間指数の接続方法の変更



- a 旧指標と新指標の接続方法は、具体的にどのように行うのか。(数字等を用いて、具体的に説明いただきたい。)

(回答)

ローテーション・サンプリング導入後は、新旧計数をそのまま接続させることとする。

具体的には、集計値を基準数値で除して 100 倍したものを指標とし、前年同月比は、前年同月の指標と比較することにより算出する。

【例】

n 年 1 月に標本の入替えを行うとして、 n 年 1 月、 $(n-1)$ 年 12 月の賃金を $w(n, 1)$ 、
 $w(n-1, 12)$ 、また、基準数値を S とする。

$(n-1)$ 年 12 月、 n 年 1 月の指標 $I(n-1, 12)$ 、 $I(n, 1)$ をそれぞれ、

$$w(n-1, 12) / S \times 100,$$

$$w(n, 1) / S \times 100$$

で算出する。また、 $(n-1)$ 年 12 月、 n 年 1 月の前年同月比をそれぞれ、

$$\{ I(n-1, 12) / I(n-2, 12) - 1 \} \times 100,$$

$$\{ I(n, 1) / I(n-1, 1) - 1 \} \times 100$$

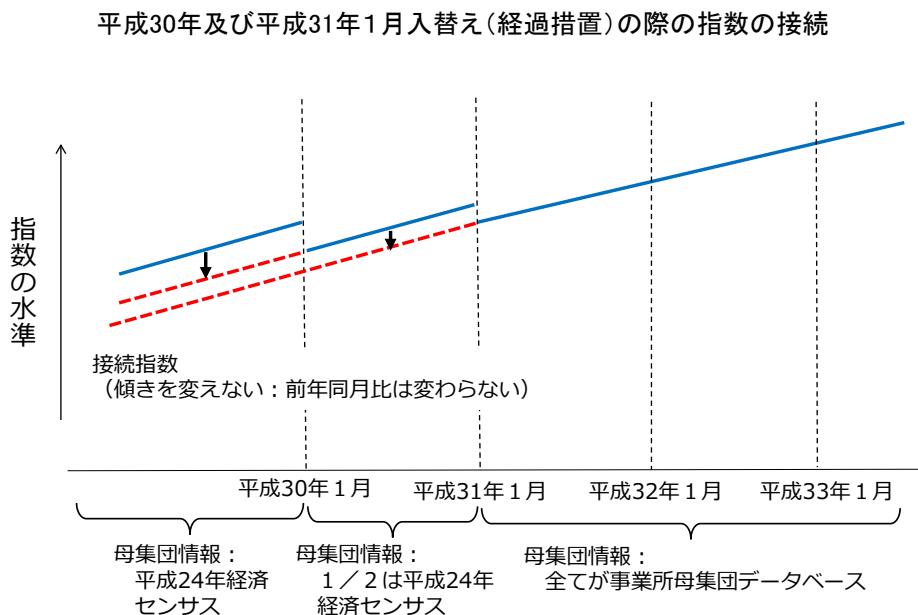
で算出する。

- b ローテーション・サンプリング導入に際し、経過措置(調査期間の延長及び部分入替え)を行うこととしているが、これに合わせて本指標の接続についても何らかの経過措置を行う予定か。

(回答)

平成 30 年 1 月及び平成 31 年 1 月の入替えは、3 分の 1 ではなく 2 分の 1 を入れ替えること、入替え前の指定事業所の母集団情報が、平成 30 年 1 月は全て、平成 31 年 1 月は 2 分の 1 が平成 24 年経済センサスの名簿情報である点で、母集団情報が全て直近の事業所母集団データベースとなっている平成 32 年以降の入替えとは状況が異なることから、経過措置として過去の指標の水準を一定係数分一律に調整し、接続させることとする。具体的には、「平成 30 (31) 年 1 月分入替え後集計結果」を「平成 30 (31) 年 1 月分入替え前集計結果」で除した比率を一定係

数として、平成 29（30）年 12 月以前の指数の水準に乘じ接続させる。



(2) 賃金・労働時間指数における継続指標の作成

継続指標の具体的な作成・公表方法はどのようになるのか。

(回答)

平成30年1月分から、主要産業について、以下の方法により、毎月、参考指標として作成・公表することを考えている。

前年同月と共に調査対象事業所に係る調査票情報を用いて、前年同月分と当月分を集計して、その両者から前年同月比を求める。

なお、平成29年12月分以前の前年同月比は、既公表値を遡及改訂したのではないかとの誤解を防ぐため、作成しないこととする。

(前回部会資料からの追加部分)

また、上記で計算した前年同月比から、その計算過程で使用した平成29年の数値を起点とする継続指標を作成する。

例えば、平成30年j月($j=1, \dots, 12$)の継続指標と前年同月比は、

平成29年j月と共に調査対象事業所の平成30年j月の集計結果を $W_{30}(30, j)$ 、

平成30年j月と共に調査対象事業所の平成29年j月の集計結果を $W_{30}(29, j)$ とするとき、平成30年j月の前年同月比は、

$$\{W_{30}(30, j) / W_{30}(29, j) - 1\} \times 100$$

で算出する。さらに平成30年j月の継続指標を

$$\frac{W_{30}(29, j)}{W_{30}(29, 1)} \times 100 \times \frac{W_{29}(30, j)}{W_{30}(29, j)}$$

で算出する。

一般に、平成i年j月の継続指標と前年同月比は、

平成(i-1)年j月と共に調査対象事業所の平成i年j月の集計結果を $W_{i-1}(i, j)$ 、

平成i年j月と共に調査対象事業所の平成(i-1)年j月の集計結果を $W_i(i-1, j)$ とするとき、平成i年j月の前年同月比は、

$$\{W_{i-1}(i, j) / W_i(i-1, j) - 1\} \times 100$$

で算出し、平成i年j月の継続指標は、平成(i-1)年j月の継続指標を $I(i-1, j)$ として、

$$I(i-1, j) \times \frac{W_{i-1}(i, j)}{W_i(i-1, j)}$$

で算出する。なお、平成29年j月の継続指標は、

$$W_{30}(29, j) / W_{30}(29, 1) \times 100$$

とおく。

3 オンライン調査の推進について

最近（3か年度）の調査票の回収状況（回収率、オンライン利用率等）及びオンライン回答を増やすための取組状況は、どのようにになっているか。

(回答)

1 回収状況については、以下のとおり。

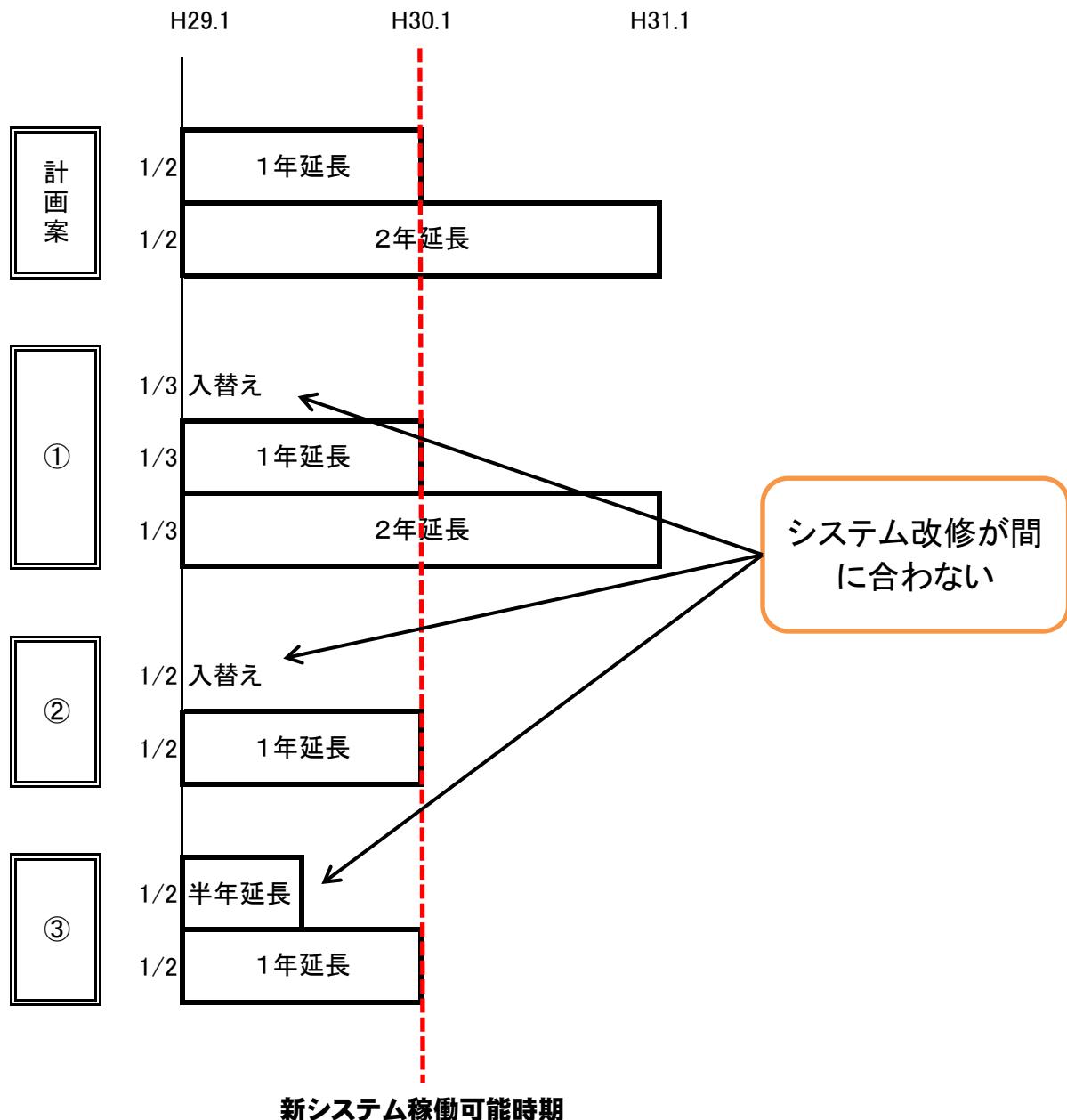
	回収率	オンライン利用率
平成25年	86.3%	28.5%
平成26年	85.6%	30.8%
平成27年	85.6%	32.1%

2 オンライン回答を推進するため、調査対象事業所に調査用品を送付する際に、調査票をインターネットで提出できる旨を掲載したリーフレットを同封するなど周知に努めている。

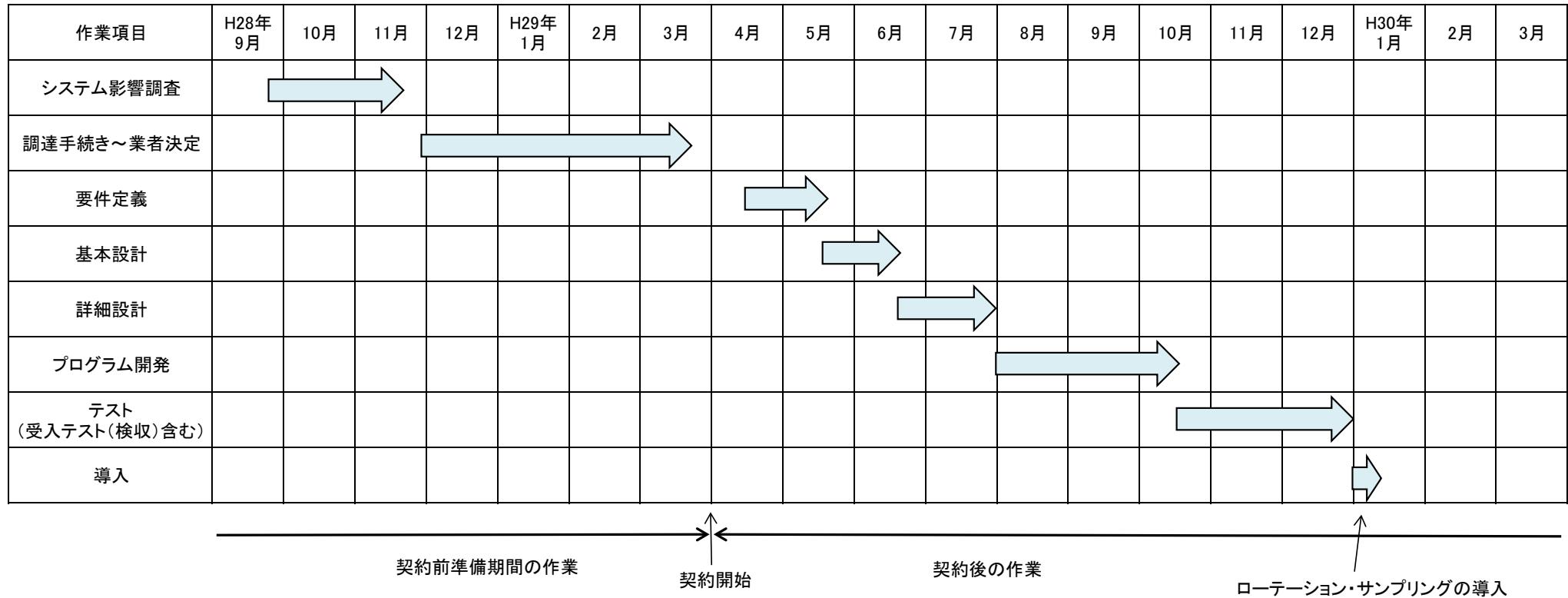
また、オンライン利用促進による回収率向上に向け、個別事業所へオンライン利用についての指導を行うオンライン化指導員の設置を予算要求しているところである。

今後とも、他の調査の例も参考にしながら、オンライン回答を進める取組に努めていきたい。

別紙1



第一種事業所ローテーション化に伴う改修に係る想定スケジュール



【毎月勤労統計調査の実査業務】

(都道府県の主な事務のうち毎月の定例業務(審査、集計、公表)を除いたものを掲載)

月	第一種事業所	第二種事業所	特別調査
1月		<ul style="list-style-type: none"> ・指定予定調査区予備調査 ・調査員確保 ・説明会実施 	
2月	・1月分調査票回収	<ul style="list-style-type: none"> ・指定予定調査区予備調査 ・1月分調査票回収 ・名簿調査実施 	・指定予定調査区予備調査
3月		<ul style="list-style-type: none"> ・指定予定調査区予備調査完了 ・名簿提出 ・名簿疑義照会回答 	・指定予定調査区予備調査完了
4月			
5月			
6月		<ul style="list-style-type: none"> ・調査依頼 	
7月	・予備調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査員確保 ・説明会実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査員確保 ・説明会実施
8月	・予備調査	<ul style="list-style-type: none"> ・7月分調査票回収 	・調査票回収
9月	・予備調査	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿調査実施 	・調査票審査
10月	・予備調査完了	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿疑義照会回答 	・調査票疑義照会回答
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・指定書交付 ・説明会開催 ・調査依頼 ・調査用品配付 		・事業所名簿疑義照会回答
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会開催 ・調査依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査依頼 	

参考表1 雇用契約期間1か月以内で前2か月18日以上の労働者数の試算

	試算A	試算B	試算C
使用統計	「労働力調査」(総務省統計局)	「平成21年経済センサス基礎調査」(総務省統計局) 「平成21年有期労働契約に関する実態調査」(厚生労働省)	「平成21年度日本人の就業実態調査」(独立行政法人労働政策研究・研修機構) 「労働力調査」(総務省統計局)
算出・推計方法	勞働力調査の調査票情報を利用し、日雇(雇用契約期間が1か月未満)で、2か月連続して月間就業日数が18日以上の雇用者数を推計。 注1 統計法第33条第1号に基づき統計の作成を目的として総務省より調査票情報(平成25年1月～平成26年6月分)の提供を受けた。 注2 「2か月連続」の2か月とは、調査月及びその前月のことである。 注3 平成25年2月から平成26年6月までの平均値を算出。	常用雇用者数(「平成21年経済センサス基礎調査」)に、有期契約労働者比率、雇用契約期間1か月以内の者の割合(ともに「平成21年有期労働契約に関する実態調査」)を乗じて推計 ①常用雇用者数 4,784万人 ②有期契約労働者比率 22.2% ③雇用契約期間1か月以内の者の割合 4.3% ①×②×③=46万人	就業実態調査の個票データを活用し、雇用者(役員除く)と回答した者のうち前2か月18日以上の者である可能性が高い条件の者を抽出し推計 (抽出条件) ・雇用契約期間1か月又は1か月未満 ・週の労働日数4～5日又は不定 ・契約更新回数1回以上又は0回の者 ①就業実態調査での雇用者(役員除く)に対する前2か月18日以上の者である可能性が高い者の割合 約0.3～0.6% (週労働日数5日、契約更新回数1回以上の条件でみた場合が0.3%) ②労働力調査による雇用者数(役員除く) 5,210万人 ①×②=16万～31万人
試算結果 (全産業・全規模)	約32万人 (役員除く雇用者の0.67%)	約46万人 (常用労働者の0.96%)	約16～31万人 (役員除く雇用者の0.3～0.6%)
非農林漁業 (公務を除く) 5人以上規模	約25万人	約41万人	約14～27万人
留意点	・同一の事業所での就業とは限らない(副業も含む)。 ・雇用契約期間が1か月ちょうどの者が含まれていない。	・経済センサス基礎調査の数値に有期労働契約に関する実態調査(常用労働者5人以上規模)で把握した比率等を掛けているため、評価には注意が必要。	・就業実態調査(雇用者(役員除く)のサンプル約3,200人)での前2か月18日以上の者のサンプル数が少数(20人未満)であるため、評価には注意が必要。

参考表2 雇用契約期間1か月ちょうどの労働者の占める割合の試算

	試算A	試算B	試算C
使用統計	「平成22年就業形態の多様化に関する総合実態調査」[個人票] (厚生労働省)	「平成21年度日本人の就業実態調査」 (独立行政法人労働政策研究・研修機構)	「トライアル調査」 (株式会社クロス・マーケティング)
算出・推計方法	①「契約社員」、「嘱託社員」、「派遣労働者」、「臨時の雇用者」について、全労働者に対する割合は、それぞれ3.5%、2.4%、3.0%、0.5%。 ②それぞれの就業形態別労働者のうち、雇用契約期間が、1～3か月未満である労働者の割合は、それぞれ1.7%、0.7%、18.6%、46.7%。 ③①と②の数値を就業形態別にそれぞれ掛け合わせ、当該数値を合算。 (平成22年10月1日現在の状況について、10～11月に調査)	就業実態調査(個人対象)の個票データを活用し、雇用者(役員除く)と回答した者から、雇用契約期間が1か月ちょうどと回答した者を抽出し、雇用者(役員除く)数に対する割合を算出 (平成22年2～3月に調査)	雇用者(役員除く)であると答えたインターネットモニターのうち、雇用契約期間が1か月ちょうどであるとした者の割合 (平成26年5月末の1週間の状況について、6月2日に調査)
試算結果	0.9% (1～3か月未満)	0.2%	0.4%
注意点	・常用労働者5人以上規模、非農林漁業(公務を除く)が対象。 ・雇用契約期間が「1か月ちょうど」ではなく、「1～3か月未満」の者の数値。	・就業実態調査(雇用者(役員除く)のサンプル約3,200人)での1か月ちょうどの者のサンプル数が少数(5人)であるため、評価には注意が必要。	・雇用者(役員除く)であると答えたインターネットモニター(約1,100人)の中の1か月ちょうどの者が少数(5人)であるため、評価には注意が必要。 ・インターネットモニター調査であるため、雇用者の性、年齢などの構成割合に偏りがあり、注意が必要。